

木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

木更津市人口急増地区における通学区域について（諮問）

このことについて、木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成16年木更津市条例第6条）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

平成28年11月17日

木更津市教育委員会

記

1 諮問事項

木更津市人口急増地区における通学区域について

2 諮問の趣旨

木更津市教育委員会では、木更津市立小中学校適正規模等審議会からの答申を受け、平成23年10月に「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定し、基本方針に沿った取り組みとして、平成26年4月には、本市の小学校としては33年ぶりとなる真舟小学校を開校し、児童数が急増した地域における小学校の適正規模及び適正配置を実施いたしました。

このような中、本市内の人口、児童生徒数も変動してきていることから、更なる小中学校の適正規模及び適正配置を進めることが必要となり、平成28年11月に「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の見直しを行いました。

この基本方針の変更では、適正配置に向けた取り組みとして、木更津市内人口急増地域にある真舟小学校、木更津第二中学校、清川中学校について、隣接校との通学区域の見直しを行うこととしております。

つきましては、本審議会におきまして、真舟小学校及び請西小学校、木更津第二中学校及び太田中学校、並びに清川中学校及び木更津第三中学校の通学区域について、ご審議いただきご意見を賜りたく、諮問いたします。